

2020年4月23日

東海大学

本学医学部教員による公的研究費等に係る不正使用について（概要）

1. 経緯・概要

2019年4月に文部科学省研究振興局より、本学教員による出張の旅費交通費の重複受給の疑いに関する告発（匿名）について回付メールが届いた。これを受けて、同日付で「東海大学研究活動に係る不正防止対策及び不正行為への対応に関する規程」（以下「本学規程」という。）に基づき告発として受け付けることを決定し、予備調査を実施した。予備調査において、調査対象者による出張旅費の重複受給が判明したため、研究不正防止対策委員会は、本学規程により本調査実施を決定した。

2. 調査

（1）調査体制

本学規程に基づき、不正調査委員会を設置した。

委員長	稲津 敏行	（東海大学副学長、工学部教授）
委員	飯田 政弘	（東海大学伊勢原校舎・付属病院本部長、医学部教授）
	内田 晴久	（東海大学副学長、教養学部教授）
	赤松 和土	（順天堂大学大学院医学研究科ゲノム・再生医療学センター長、教授）
	町野 朔	（上智大学名誉教授）
	小笠原 耕司	（弁護士）

（2）調査内容

調査期間	2019年6月13日 ～ 2020年3月31日
調査対象者	寺山 隼人（医学部医学科 准教授）
調査対象年度	2013年度 ～ 2019年度
調査対象経費	調査対象者が本学に着任後（2013年度以降）に執行した全ての経費を対象とした。
調査対象費目	全ての費目（ただし、支出のあった費目は旅費、物品費のみ）
調査協力機関	A. 出張先機関

B. 前任所属機関

調査方法

調査対象者、出張伝票処理者からのヒアリングと関連書類の確認・評価

3. 調査結果（不正の内容）

（1）不正の種別

旅費の「重複受給」による「科研費」「学事予算」の目的外使用

（2）不正に関与した研究者（1名）

寺山 隼人（医学部医学科 准教授）

（3）不正が行われた研究費

- ① 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）
- ② 本学学事予算

（4）不正の具体的な内容

〔調査で判明したこと〕

「非常勤講師としての出張先機関」からの旅費と「科研費」からの旅費の重複受給4件及び「非常勤講師としての出張先機関」からの旅費と「学事予算」からの旅費の重複受給3件が認められた。

〔動機・背景〕

調査対象者は、ヒアリングにおいて自己の過失と証言し、事実を認めたものの動機を明らかにすることはできなかった。

〔手法〕

非常勤講師としての出張日程が確定した後に、出張先機関からの旅費受給に加え、出張先の教授と共同研究者の関係にあることを利用し、同日付で研究に関わる「出張上申書」を提出し、「科研費」並びに「学事予算」からの旅費を請求するという行為を繰り返した。「科研費」では研究課題についての共同研究・実験、「学事予算」では共同研究の打合せを用務目的としていたが、それらの具体的な実態を確認することはできなかった。また、出張報告書には用務目的を行ったかのような虚偽の記載をしていた。

[不正に支出された科研費と学事予算の額]：合計185,240円（事案7件）

① 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）

計 99,580円（事案4件（平成27年度、平成30年度））

② 本学学事予算

計 85,660円（事案3件（平成28年度・平成30年度））

[私的流用の有無]

不正使用により支給された旅費は、使途が明らかでないが調査対象者の個人口座に入金され個人の財産として管理・使用できる状態となっていたうえに、研究目的で使用した事実は認められなかったため、私的流用と判断した。

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

[結論]

「出張先機関」からの旅費と「科研費」の旅費の重複受給及び「出張先機関」からの旅費と「学事予算」からの旅費の重複受給行為をそれぞれ複数回重ねた行為は、調査対象者の重大な過失によるものと断定した。

[判断理由]

調査対象者に対して本件の経緯をヒアリングした際、本人は「通帳の確認は行っていない。自らの確認のミスであり、返還する。」という故意ではないとの認識を示したものの非常勤講師としての出張先からは講義料・実習補助費・旅費が支給されることが事前に本人には説明されていたにもかかわらず同じ日時・場所に「科研費」若しくは「学事予算」を用いて出張申請を行い、「科研費」若しくは「学事予算」を二重に受給し、不正に使用したことは明白であり、しかも複数回に及ぶ常習性が認められることから重大な過失であると判断した。

4. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の監査体制

学校法人東海大学内部監査規程に沿った内部監査において、年1回、採択件数の10%以上を無作為に抽出し監査を行う通常内部監査と、更にその定期内部監査件数の内から10%以上を無作為に抽出し実態確認機器備品類等の所在確認を行う特別内部監査を行っていた。

また、公認会計士による年2回の期中監査で経費執行の妥当性チェックを行っていた。

(2) 発生要因

- ① 調査対象者は、本学で定める研究倫理教材等に沿った倫理研修を受講し、不正行為を行わないとする本人署名による誓約書を提出していたにもかかわらず、自身の倫理観の欠如と経費執行および重複受給に対する意識の低さがあった。
- ② 本学の旅費処理と、出張先機関における旅費処理は、それぞれ独立した処理のため、重複受給について照合することができていなかった。
- ③ 非常勤講師の委嘱上申書の提出はなされているものの、非常勤講師としての出張上申書が全く提出されていなかった。加えて、委嘱上申書に具体的な出張日が明らかになっていなかった。

(3) 再発防止策

- ① 「出張上申書」「出張報告書」書面内に他機関からの「支払いの有無」欄を設け、教員の経費に対する自己認識の確認と、事務局における他機関からの旅費支給の認識を徹底させる。
- ② 「非常勤講師依頼」「有識者協力依頼」等、外部機関からの出張業務の依頼における勤務・支払い条件と学内業務および予算執行との照会・整合性の確認を徹底して行う。
- ③ 非常勤講師等外部からの出張業務依頼において、勤務・出張日時を明確に提出させ、各勤務・出張日においても「出張上申書」の提出を徹底させ、出張業務の重複が無いよう管理する。
- ④ 旅費計算担当部署が無作為に出張業務内容を監査し、依頼先機関への照合を行なう。このことを教員に周知し記載内容の充実を求める。
- ⑤ 次回の事務業務システム全面的改訂時に、研究者の出張と外部からの委嘱に関連する情報を、関連する部署で、容易にかつ確実に共有できるようにする。

5. 大学としての措置

懲戒委員会における厳正な処分を検討する。

以上